○とかしき委員長　次に、山井和則君。
○山井委員　今から三十五分間、質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。
　また、大変お忙しい中、尾身会長にもお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。
　これは二割負担の法案でありますけれども、今、長妻さんがおっしゃったとおりで、それによってどれだけ必要な医療が奪われるのか、そういうことの検証が全くできていない。さらに、先日、私が質問しましたように、じゃ、現役世代の負担が減るというけれども、一日一円か二円ですよね、これは。それで、おまけに、いつも言いますけれども、最初は単身二百万円以上ですけれども、法律にはそのことは書いていないわけですから、時間の問題で、これは、国民年金受給者、そういう非常に厳しい年金生活の方も二割負担に、この法案が成立したらいつでも、法案審議、法改正なくてできるという、本当に大問題だと思います。
　昔、後期高齢者医療制度というのがありまして、私、そのとき筆頭理事をやっておりまして、あのときも、法案審議のときはそれほど大問題になっていなかったです。野党は反対していましたけれども、ぴんときていなかった。でも、いざ施行されたら大反対になったわけです。
　それはそうですよね。コロナの最中に、多くの国民は、まさかこんなひどい自己負担の法案を審議しているとは、残念ながら多くの方は御存じないと思います。いざ引上げになったら、今、長妻さんがおっしゃったように、必要な医療が受けられない、そのことによって重症化し、医療費もかえってかかる。何でこんな法案を通したんだということになると思いますので、ここはしっかり必要なデータ、先ほど長妻さんが言ったことをしっかり出して審議を重ねる、それまで採決なんてことは絶対あり得ないと思います。
　まずそのことを要望しながら、今日、また緊急事態宣言が決定されるということですので、まさにこれは医療の緊急事態でありますから、尾身会長にも御質問をさせていただきたいと思います。
　尾身会長、おとついの審議、先日の審議の中で、緊急事態宣言は最低三週間必要じゃないかということを御答弁をいただきました。ただ、今日決まろうとしているのは、四月二十五日から五月十一日、二週間強なんですね。これ、短過ぎませんか。尾身会長、いかがですか。
○尾身参考人　お答えします。
　ただいま諮問委員会が終わったばかりで、最終的には、今日、政府の対策本部に行って最終結論が出ると思いますけれども、今日の諮問委員会でも、このことはかなり議論が活発でした。
　基本的には、結論から申しますと、五月十一日というのは一応は了承するけれども、多くのメンバーが、そのときに、やはり、無条件で、何が何でも十一日になったら解除するという意見では、そういうことではなく、しっかりと、政府の方は、基本的対処方針ということで、緊急事態宣言を出す場合の解除の条件というのはもう基本的対処方針で言っているわけですよね、ステージ３に最低なって、ステージ２の方にしっかりと行ける見込みがあるというような趣旨のことを書いて。
　それが、今回、そのことを変えていないわけですから、今回も当然、五月十一日の時点になって、ステージ３にしっかりと行っていれば別ですけれども、相変わらずステージ４になっているような状況で解除するということはないので。そういう場合、そうなってほしくないですよね。これだけ、ゴールデンウィークを中心に、かなり集中的で強い対策を打つということは、これは全員賛成しました。それによって、短期間にステージ３それからステージ２の方向に、五月十一日の時点で行っていただくことを期待しますけれども、必ずしもそうなる保証はないわけで、そういう状況でない場合には、当然、延長ということもあり得るという、そういう意味では、条件的な賛成ということが今日の結論でした。
○山井委員　尾身会長、私も、昨日地元の方から電話がありまして、何の電話かなと思ったら、その方がおっしゃるには、テレビで四月二十五日から五月十一日と緊急事態宣言の期間を聞いたけれども、ふざけているんですか、そんなに短くて、本当にこれは解除できるんですか、到底そうは思えないと。これは一般の方ですよ、一般の方の感覚です。
　去年の四月の第一波の緊急事態宣言のときは一か月半でしたよね。第三波の一月は二か月半でしたよね。一か

月半、二か月半と来て、今回が一番厳しいんですよね。

尾身会長にちょっと確認したいんですけれども、今の第一波、第三波、今をまあ第四波とすると、これ、一波や三波に比べて、変異ウイルスのある今が一番厳しいんじゃないかと私は思いますけれども、認識は尾身会長、いかがですか。

○尾身参考人　基本的には、変異株のことがあって、かなり厳しい。大阪の方ではこういうことになっています。東京の方は、実は今までのと違ったのは、今回は、医療の逼迫が東京の場合は少しずつは出てきていますけれども、それほどないときに今始めているわけですよね。そういう意味では、大阪と東京はちょっとニュアンスは違いますが、委員の御質問に対しては、もう少し延ばした方がいいという意見も当然ありました。

したがって、申し上げますように、集中的にやって、余り長くすると人々はなかなかついてこられないという意見も当然ございました。しかし、五月の十一日ということで、本当にステージ３の方に行って安定してくれればそこで解除ということは当然あると思いますけれども、そうでない場合には解除すべきでなくて、しっかりとまた対策を打つということで合意を、これが諮問委員会の、我々の意見で、政府の対策本部が最終的にどうなるか分かりませんけれども、今日の諮問委員会の合意が、そういうことであります。

○山井委員　私はもう、尾身会長を本当に責めているわけではなくて、尾身会長も思うところはもしかしたらあられるんじゃないかと思うんですね。

ただ、国民の受け止めとしては、五月十一日までという意味がよく分からない。というのは、先ほどの電話のことも含めて、普通に考えたら、変異ウイルスがこれだけ感染力を増している中で、五月十一日までは、そう簡単には無理だろうという中で、尾身会長に改めてお聞きしたいんですけれども、この意味です。五月十一日、二週間余りの意味は、五月十一日に、何が何でもそれまでに感染を抑えて解除するという、何が何でも必ずという、そういう五月十一日なのか。まずは五月十一日まで頑張ってみて、その上で考えようということなのか。そこはやはりはっきりさせておく必要が私はあるんじゃないかと思います。そこは、尾身会長、いかがですか。

○尾身参考人　政府の考え方は今日説明がありまして、私たちの理解は、連休というものを十分使って、この連休期間に集中的に一般の市民の協力を得て、感染をかなり下火にしたい、この機会を十分利用して。

どんどんどんどん長くすると、それだけいろんな事業者への負担とかということがあるので、このゴールデンウィークを中心に、ほとんどゴールデンウィークですから、のところに集中して、それで人流を下げることによって人と人の接触をなるべく避けて、感染者を減らしたいというのが政府の考えだということに、今日説明がありました。それに対して、専門家の方も、そういう短期間にしっかり強い対策をやるということで、もうこれはみんな賛成しました。

しかし、先ほどから申し上げましたように、その十一日になって評価をして、仮にまだステージ４のような状況にあって解除ということはないんじゃないですかということで合意して、ステージ３になることが、ある意味では必要条件という、そういうことでの、今日は了解ですよということは、はっきりと今回の諮問委員会の合意として政府に伝わっています。

○山井委員　ちょっとそこを、本当に私たちも頼りは専門家の方々ですので、くどいようですが、お聞きしたいんですけれども、今日の諮問委員会の雰囲気として、五月十一日に解除できるだろうというふうに思っておられる方は多数派ですか、少数派ですか、どちらですか。

○尾身参考人　多数かどうか、何人かというのは分かりませんけれども、多くのメンバーが、五月十一日というもの、今回の緊急事態宣言を出すときに、一体どういう目的で出すのか、それから、どういうことをどう目安に、どういうことになれば解除するという大きな考え方とか目安を示す必要があるんじゃないのか、それから、緊急事態宣言と重点措置との関係をどうするのかということについては、かなり多くの意見が出ました。

○山井委員　いや、尾身会長、これはストレートにお聞きしますが、五月中旬にバッハ会長が来られるんですね。そういうこともあるから短くしているのではないかという指摘があるんですけれども、この期間の問題とオリンピックというのは関係しているんですか、いかがですか。

○尾身参考人　そのことが新聞紙上でいろいろ語られていることは私も知っていますけれども、今回の、今日の諮問委員会では、オリンピックとの関係での発言は全くございませんでした。

○山井委員　それは表立っては発言されないかもしれませんが、不可解なんですね。私も大学院で酵母菌の研究をずっと研究していましたけれども、割と数字で議論することが私は好きですけれども、繰り返して言いますけれども、去年の四月は一か月半緊急事態宣言、今年の一月は二か月半。一か月半、二か月半、何で十七日になるんですか。算数の問題ですからね、これは。

そこで、例えば、尾身会長、ステージ３だったら解除という話ですけれども、前回も、早めに解除してリバウンドが起こって、失敗しているんです、これは残念ながら。

例えば、ある専門家の先生は、東京で一日百人ぐらいまで抑えないと、解除したら、また次、六月に再び再拡大するよという指摘もあります。

例えば、東京に限って言うと、一日何人以下ぐらいだったら解除の目安だと思われますでしょうか、尾身会長。

○尾身参考人　何人ということについてはいろんな意見がありますが、私は、今回緊急事態宣言を出して、その後重点措置というのを続ける、パッケージでやるかどうかは、またこれはこれからの判断ですけれども、一番大事なことは、ステージ３というのは必要条件、最低条件で、やはり、重点措置とのパッケージでやるということもあると思いますけれども、ともかく、しっかりと感染のレベルをある程度下に安定させるということが非常に重要で、なるべく下の方がいいですよね、というのは私たちのコンセンサスだと思います。

それが百とするのか二百とするのか三百とするかというのは、これは私は総合的な判断ですから、そこはいろんな意見がありますけれども、ともかく、最低ステージ３に早く行って、安定的なレベルに行って、なるべくステージ２の方向に行くということが私は求められていると思います。その際に重点措置をかませるかどうかというのは、また、少し近くなったら考える必要があると思います。

○山井委員　なるほど。いわゆる解除するときに蔓延防止措置をかませる可能性があるとの答弁でありましたけれども。

あと、私、すごく心配なのは、こういう事態になって、本当にオリンピックが無事できるのか、やっていいのかということなんです。

先日の菅総理の答弁でも、一日約七百人の医療従事者、お医者さんと看護師さんをオリンピックに従事してもらうと。オリンピック期間中では一万人なんです。今、医療崩壊で、医師の派遣で四苦八苦しているどころか、ワクチン接種が進まない理由は、医療従事者が足りないということなんですね、打ち手が。そういう中で一万人の医療従事者をオリンピックに投入する、このことによって、コロナ対策に支障が出るんじゃないでしょうか。いかがですか。

○尾身参考人　オリンピックについての開催の判断は、私は自分の意見は申し上げないということは前から申し上げていますが、なぜかというと、頼まれていませんので、我々分科会の意見は。

あえて聞かれれば、感染対策を、オリンピックをやるやらないにかかわらず、私は、しっかりと感染の状況を、今、だんだんと全国に広がり、していますから、特に首都圏を中心に、都市部ですよね、中心に、だんだんと地方の方にしみ出していますから、今回の緊急事態宣言をうまく活用して、必要だったら重点も活用して、しっかりと抑えるということが今必要だと思います。

○山井委員　分かっております。尾身会長がオリンピックのやるやらないをコメントできないことはもちろん重々承知ながらも、医療従事者として御質問させてもらっているんですけれども。

全世界から選手の方が来られて、試合をされて、観客、準備、そういうイベントで、全世界から来られるわけですよね。その中で、今、世界で様々な変異種があります。そういう中で、こういうことは本当に言いたくはないですけれども、一つ心配なのは、そういうオリンピックという舞台で、クラスターなり、世界の変異種が交ざってしまう、そういうふうな危険性というものはないんでしょうか。

○尾身参考人　感染対策という公衆衛生的な観点からだけ申し上げれば、今の世界的な感染レベルはまたかなり厳しくなっております。日本の場合も今厳しくなっていますから、そういう意味では、全世界を中心にしっかりとした感染対策をする必要があって、当然ワクチンの問題もありますから、そういう意味で、オリンピックとはリンクさせないで、やはり今、世界的にもかなり感染が広がっている国が多くなっていますから、日本でも今こういうことになっているので、今、我が国も含め、全世界が感染のレベルを下げるということに私は集中すべき

時期だと思います。
○山井委員　そこなんですね。やはり、今、世界のみならず、日本も、感染を終息させることにもっと集中すべきではないか。何か、オリンピックがあるからということで、全部、コロナ対策が中途半端、後手後手になっているような気がしてならないんです。
　それで、尾身会長、あと少しだけ残っていただいて、田村大臣に、前回と同じようにこの二割負担の問題、当然、認知症の高齢者も二割負担になったら受診抑制がかかるわけなんですけれども、前回のちょっとだけ続きをさせていただきたいんですが、前回、認知症の高齢者、配付資料にありますように、例えば静岡のある施設では、厚労省のガイドラインに従って認知症本人の意思確認が必要だということであれば、六十人、四割の方が打てていないと。
　かつ、私の知り合いのところでも、約半数の認知症の高齢者は、家族はほとんどの人が打ってほしいと言っている、五十人中四十九人の家族が、是非うちのおじいちゃん、おばあちゃんには打ってと言っているにもかかわらず、お医者さんとも相談したら、そして県や市とも相談したら、このガイドライン、つまり、接種の意思を確認できた場合に接種を行いますというこのガイドラインに基づけば、半数の人は接種できませんということになっているんです。
　それについて、田村大臣からもいろいろ御配慮した答弁はいただきました。私、今まで二回質問をしておりますけれども、そういう現状を踏まえて、厚労省として、新たなガイドラインとか新たなＱアンドＡとか、何かやっていただけませんでしょうか。
○田村国務大臣　より分かりやすくといいますか、どのような形で本人の意思を確認するのかということを、より分かりやすい、そういうものは考えていかなければならないと思っておりますので、早急に検討させていただきます。
○山井委員　ちょっと聞き取れなかったんですけれども、私、もうこれは急ぐと思うんです。
　なぜならば、今日も来週の月曜日も接種をやるんですよ。例えば、三十人、五十人の認知症が接種できないまま接種が終わっちゃったら、後で追加のガイドライン、ＱアンドＡが出ても、もう一回戻ってそこをやってもらうというのは難しいかもしれないんですね。
　ということで、来週、月でも火でも、来週早々に、今、追加のガイドラインとおっしゃったんですか、追加のＱアンドＡとおっしゃったんですか、出していただきたいんですが、いかがでしょうか。
○田村国務大臣　今申し上げましたけれども、政府は積極勧奨しているんですね。お勧めをしているんです、政府は。
　そういうことも含めて、どういうふうに本人の意思確認をするかということも含めて、丁寧に、これは早急に、どのような形ですればいいかというようなことを、通知というような形になるんだろうと思いますけれども、お示しをさせていただきたいというふうに思っております。
○山井委員　それで、私、今朝もお医者さんの方々とこの議論をしていました。
　かなり医療団体の方々もこれは議論されているんですね、みんなが困っているから。でも残念ながら、今のままのガイドラインでは多くの認知症高齢者は打てないよねという声、これは一部じゃなくてかなり広がってきているんです。
　それで、尾身会長、お忙しいところ残っていただいて本当に申し訳ないんですけれども、もうこの一問でお帰りいただきますが、前回、田村厚労大臣はこう答弁されたんですね。
　近くにおられる方若しくは御家族、一番分かっておられて、そこをどのように、それぞれの方々のお気持ちを参酌されて、ワクチンを打つのである、そういう御意思を表示されているんだろうなということを感じ取っていただければ、そこはいいわけでございます、あくまでも御本人の意思を一番分かっていただける方がそこを酌み取っていただくということを現場で対応いただくと。
　本人意思をぎりぎり言うのではなくて、今みたいな趣旨のことをおっしゃったんですが、医療の専門家として、今みたいなことがガイドラインなり通知に書かれたら、多くの認知症の方、自ら意思表示できない方が多いんですけれども、接種ができるようになると思われますでしょうか。尾身会長、いかがですか。

○尾身参考人　済みません、ちょっと、今の委員の御質問は、現行のあれを変えたらという意味ですか。（山井委員「田村大臣の答弁のように、ちょっと広げたらという意味です」と呼ぶ）そういう意味ですね。

だから私は、昨日も申し上げましたように、昨日か、現実の問題としては、認知症を患っている方は必ずしも意思表示できない、ありますよね。しかし同時に、ワクチンが、これは普通の常識で考えれば、その人たちにもワクチンがなるべく行った方がいいですよね。

そういう意味では、私は、これは超法規的に、現実的に考えて、家族の人、看護婦さん、お医者さんが、恐らく、打ってあげてくださいと言ったら打ってあげて、それほど大きな問題は私はないというのが、私のコモンセンスです。

○山井委員　ありがとうございました。

それでは、尾身会長、長時間済みませんでした。お帰りください。大変ありがとうございました。

田村大臣、これは、来週早々に出していただく通知は、判断するのは私ではなくて現場の打つお医者さんや施設なんです、はっきり言いまして。幾らこの場でこれは打てるよねと言っても、現場のお医者さんが、これでは広がっていないから打てませんとなったら解決しませんし。

繰り返し言いますけれども、私も必死なのは、連日、もう何十という老人ホームで今打っている最中なんですよ。それで打てない高齢者の方が、一施設、二十人、三十人出ているわけですから。後で追加になると混乱しちゃいますから、もうできれば、月曜日にでも通知を出していただきたいと思います。

そのこととも関連するんですが、質問通告しておりますが、田村大臣、結局、これは公明党の山口代表も御要望をされていますけれども、障害者の方々も高齢者の方々と同様の時期に優先接種をということ。今日の配付資料、三ページにございます。

これは、前回からもう、前回、田村大臣、基礎疾患の人と同様に、一般の枠内で障害者の方々も優先接種というのはあり得るんじゃないかというような御趣旨の答弁でしたけれども、そうではなくて、もう一歩踏み込んで、やはり、障害者総合支援法のサービスや施設を利用する障害者は重症化リスクが高いため高齢者と同時期に、ということは今ですね、優先接種にすべきではないかと。

これはもう、田村大臣は障害者福祉にも御造詣が深いですから、もう深くは言いませんけれども、例えば六十五歳のお元気な高齢者と、やはり障害のある若い方々とで、どちらが重症化リスクとかコロナのリスクが高いかというと、それは、もしかしたら障害者の方の方が高い可能性もあるんですね。

そういう意味では、何とかこの高齢者と同時期の優先接種に、この施設を利用する障害者、またそれを支援されている方々をすべきではないでしょうか。田村大臣、いかがですか。

○田村国務大臣　心情的にはいろんな思いがあるというのは、それぞれ委員も含めてあられると思いますが、これは一応、やはり重症化をするという根拠というものがあるということを前提で決めていただいておりまして、私が決めておるというよりかは、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の予防接種基本方針部会というところで、専門家の方々に御議論いただいて決めていただいているんです。

その上で、もちろん障害者の方々でも高齢者は当然優先接種でありますが、先般、委員からの御質問でお答えいたしましたけれども、重い精神障害をお持ちの方でありますとか知的障害、これは療育手帳や精神障害福祉手帳、それから自立支援医療の重度、継続というのを受けておられるような精神障害をお持ちの方々、こういう方々は、どうも専門家の方々が、やはり重症化するという、そういう証左があるということで御判断をいただいたわけでありまして。

なかなか、私がここで、そういうものをひっくり返して、専門家の方々のいろんな御評価を変えるというわけにはいかないわけでございますので、そういう方々の御評価をいただいた上での決定であるということを御理解いただければありがたいと思います。

○山井委員　在宅のホームヘルパーさんたちの優先接種も、私たちが要望して前倒しにはなったわけですから、是非ともこれは前向きに考えていただきたいと思います。

それで次に、このワクチンのことをお聞きしたいんですが、今日、十ページに配付資料をお配りしております。

これは、九月末に全国民のワクチンが供給できるめどが立ったと菅首相は言ったが、ファイザーだけのワクチ

ンでめどが立ったのか、モデルナとアストラゼネカを含めた本数でめどが立ったのか。また、今回のファイザー会長との実質合意には合意文書はないということだが、正式な合意文書にサインをするのか。ということで、私たちもこれを不安に思っているんです。

それで、こういう中で、質問は、結局、下村政調会長の話もありましたが、今、市町村に、いつ、高齢者、全住民の接種が終わるのかというのを把握している最中だというふうに、その下の方でもこれは書いてありますが、下村政調会長は、全国民は来年春までかかるんじゃないか、高齢者は、遅い地域は年明けになるんじゃないかということをおっしゃいました。

ついては、これは、来年春、全国民、あるいは年明けに高齢者がなるという可能性は全くないのか。それとも、聞いていないだけで、もしかして、今後ヒアリングを市町村に徹底したら、そういうところも出てくる可能性はあるのか。菅総理も、報告を受けていませんとおっしゃっているんですね。それは、悪い報告というのは、そんなに上がりませんからね。うちは来年春までかかりますよとか報告する人はいないと思うので。

たまたま報告が上がっていないからなのか、来年春まで全住民がなりますとか年明けに高齢者がなりますというところは、調べた結果ないのか、これはどっちでしょうか。

○田村国務大臣　今自治体とやり取りをしているところでありまして、具体的な時期は、これは申し上げられないということであります。

それと、下村政調会長がおっしゃられたのは、我々、全然下村さんとは何らこれに関して意見交換をしているわけではありませんので、下村さんの自らのお考えをおっしゃったんであろうというふうに思いますが、我々としては、下村さんのお考え方というものに対して同じ共通認識を持っているわけではないということで、我々は、なるべく早く接種を完了したいということで、今各自治体と対応させていただいておるということであります。

○山井委員　ということは、今調査中だということは、下村さんのような、来年春まで全住民がかかる、あるいは年明けまで高齢者がかかるという自治体がもしかしたらあるかもしれないということは、否定はされないということでよろしいですか。

○田村国務大臣　今も、今調査中というのは、検討しているところがあるんですよね、今まだ、いつか計画をしっかり作っている最中のところが。だから、ちょっと我々としては、それが出てくるまでは何とも言えませんが。

我々としては、なるべく早くお打ちをいただきたい、体制を整えていただきたいという思いがございますから、遅くなるような、いつとは言いませんよ、いつとは言いませんが、遅くなるようなところがあれば、より早くできるような工夫をしていただくべく、我々としてもいろんな御協力をさせていただいて、住民の方々が安心して早くワクチンが打てるような、そんな体制整備を支援してまいりたいというふうに考えております。

○山井委員　ということは、今、長妻さんからも、何も答えていない。要は、来年春まで延びるかもしれないし、高齢者も年明けになるかもしれないし、否定もしないけれども、検討中だ、検討中だと。

じゃ、高齢者の接種がいつ頃全ての市町村で終わるのか、全住民の接種がいつ頃終わるのかは、いつ分かるんですか。

○田村国務大臣　高齢者の皆様も、一〇〇％高齢者の方々が打っていただけるかどうか、ちょっとこれは分かりません。我々としては、一〇〇％対象の方々に打っていただきたいと思いますが。そういう方々が、今は打たないけれども、後から一般の方々と打つ場合もありますので、高齢者の方がいつ終わるかというのはなかなか申し上げられませんが。

我々としては、国民の皆様方全員に対して、これも打たれる方でありますけれども、なるべく早くということで今体制の整備をお願いしており、自治体からまだ御報告が上がってきておりませんので、そもそも計画自体、全て我々も把握していないわけでありますから、それを見て、これはもうちょっと早められる、どこに問題があるんであろうということであれば、我々もいろんな御協力をさせていただいた上で、早く打っていただけるような体制を整えるべく、作っていただくべくいろんな御支援をしてまいるということであります。

○山井委員　本当に残念ですね。この期に及んで高齢者の接種がいつ終わるのかめどもない、把握もできていない。これ、国民は不安で不安で仕方ないじゃないですか。ワクチンを接種するまでの我慢だと思っているし、老人ホームに面会できない、年老いた両親に面会できない。みんな大変な思いをしていて、いつまで我慢すればいい

のかといって何回聞いても、検討中、検討中。年末なのか、来年春なのか、さっぱり分かりません。それはちょっとあんまりじゃないですか。

じゃ、高齢者の接種はいつぐらいに終わるのか、全国民の接種はいつぐらいに終わるのかというめどぐらいは、連休明けとか五月中には分かるんですか。

○田村国務大臣　ワクチン自体は、河野大臣の方から、六月末までには高齢者の分、三千六百万人ですかね、二回打てる分は確実にこれは確保すべく、これはある程度目算を立てていただいているというふうに思います。でありますから、その頃にはワクチンはやってまいりますので。あとは、それを打っていただく、接種をいただく体制を整える。

今、計画をいろいろいただいていますから、そういうものが届いた中において、我々としてはなるべく早く打ちたいし、もちろん、ワクチンは有効期限がありますから、有効期限内に打たなきゃいけないわけであります、遅くてもですよ。そういうことも踏まえた上で、その計画を拝見させていただいて、いろんな支援をさせていただくと言っているわけでありますから。

それは、委員、まだ、始まっているところ、始まっていないところ、いろいろあるわけで、それを、今いつまでにと言われても、なるべく早く我々としてはこれは進めたいわけでございますので、本当に一日でも早く、我々も、打ちたい方々は打てるような、そういう環境をつくって打っていただきたいと思っておりますから、そういう意味では全力を尽くしてまいりますので、どうかそこは私どもの思いというものを酌み取っていただいて、御理解いただければありがたいというふうに思います。

○山井委員　余りにもひどいですね。それじゃ、もう国民は不安で不安で仕方がないじゃないですか。せめて、じゃ、めどが分からないんだったら、目標、願望を言っていただけませんか。厚労省あるいは政府としては、いつまでには高齢者には打ち終えたいという目標、あるいは、全国民にはいつまでには打ち終えたいという目標、願望、それで結構です。せめてそれぐらい言ってもらえませんか。

これは私が言っているんじゃないんです。全国民、高齢者、不安で不安で仕方ないじゃないですか。アメリカでは七月にも全国民が打ち終わるとか、いろんなニュースがテレビを見たら流れてくるのに、日本の国だけは、分かりません、分かりません、分かりませんと。これ、ちょっと、せめて目標、願望でもいいです。いつまでには高齢者、全国民、打ちたいと思っている、できるかどうか分からないけれども打ちたいと思っている、目標としている、そういうことぐらい、せめて言っていただけませんか。

○とかしき委員長　田村厚生労働大臣、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○田村国務大臣　願望って、それは、なるべく早く、一日も早く打てるようにさせていただきたいというのが願い、願望であります。でありますから、一日でも早くと申し上げておりますので。

今、まだ計画自体が全て集まってきておりませんから、それを拝見させていただきながら一日も早く体制を組めるようにということで、先ほど来申し上げているじゃないですか。我々も、最大、国として、いろんな形で御協力をさせていただくということでありますから、それは、委員、そこのところは、委員も政務官をやっていただいておるので分かられると思いますけれども、いいかげんなことは政府としては申し上げられないということは、それは御理解ください。

○とかしき委員長　山井和則君、申合せの時間が来ております。

○山井委員　これで終わりますが、国民の命を守るためには、窓口負担二割増法案に心血注ぐ暇があれば、早くワクチンを高齢者、国民に届ける、その日を確定させる、そのことにもっと全力集中させるべきだと思います。

終わります。